

26消安第5027号
平成27年1月14日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について

平素より家畜衛生行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚流行性下痢については、一昨年10月から昨年8月までの間に全国で817件の発生があり、39万頭を超える豚の死亡が確認されたところです。このような状況を踏まえ、農林水産省では、豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知。以下「マニュアル」という。）を作成し、各都道府県においては、マニュアルに沿った防疫措置の実施について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。

この指導等の結果、ワクチンの接種や農場内伝播の防止等の対策の実施が図られ、今シーズンについては、これまでのところ、発生農場における死亡割合は昨シーズンと比べ低い水準で推移しております。

しかしながら、今般、同一系列下にある複数の大規模農場（ワクチン非接種）での発生が確認され、ほ乳豚の死亡割合が非常に高い事例が見られました。このような場合、農場内のウイルス量は非常に多くなっており、周辺農場への伝播リスクや畜産関連施設を介した伝播リスクも高まることが懸念されます。

また、本病の発生件数はここ数週間増加傾向にあり、12月第5週、1月第1週と2週続けて10件を超える発生が確認されております。

本病の発生しやすい時期は今後数か月間続くものと考えられる中、一度本病が発生すれば、貴都道府県内にとどまらず、他都道府県にまん延させてしまうおそれもあることから、下記に留意し、改めて豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

1. 飼養衛生管理の徹底について

本病の対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、上述の現在の本病の発生状況に鑑み、豚の所有者に対して、マニュアル4（1）の対策について、改めて指導すること。

また、本病のワクチンの効果を十分に引き出す観点において、排せつ物のこまめな適切な処理、豚舎の消毒等を徹底することが不可欠であることについて、再度周知すること。

2. ワクチン接種の徹底について

現在、我が国の母豚のPEDワクチンの接種率は概ね7割程度と推定されている。本病のワクチンについては、今回の流行株を用いた感染実験において有効性が示されているところであり、また、現在、少頭数用の製品の供給が再開されるなどワクチンを使用しやすい環境が整備されつつあることから、今一度、ワクチンの接種状況を確認するとともに、ワクチンを使用していない農場に対して積極的なワクチン接種を促し、集団的な免疫を確保するよう指導すること。

3. 畜産関連施設での防疫措置の徹底について

マニュアル4（3）②に記載された畜産関係施設における対策について、実効性のある防疫措置を講じられるよう、衛生部局等の関係者と協力し、改めて畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を改めて行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じること。特に、冬季は消毒液の凍結や寒冷による消毒効果の低下等により消毒薬の有効性が低下する事例があることから、適切に消毒できているかどうか慎重に確認するとともに、不備があった場合には必要な指導を行うこと。

また、立入検査で確認された畜産関係施設における防疫措置の状況を、2月13日（金）までに別添様式により消費・安全局動物衛生課に報告すること。

なお、マニュアル発出以降に畜産関連施設に対する立入検査等を実施し、消毒が適切に実施されていることを確認しており、現在も適切な消毒が継続されていることが確認されている場合には、その立入検査等の際に確認された防疫措置の内容を記載して差し支えない。

4. 非発生農場に復帰した農場への指導について

マニュアル4（5）に基づき非発生農場に復帰した農場であっても、その後、再度の発生が複数の農場で確認されている。また、米国では、豚房スノコ下のピット中で4か月間感染性のあるウイルスが残存していたとの報告がなされている。これらのことから、非発生農場に復帰した農場であっても、農場内環境中に感染性のあるウイルスが残存している可能性があることに留意し、引き続き、マニュアル4（2）の対策を継続するよう指導すること。

畜産関係施設における防疫措置の状況

都道府県名	畜産関係施設の カテゴリー ※	施設名	立入検査 実施日	立入検査時の所見			改善指導を行った場合にはその内容 及び改善の確認状況
				消毒体制		その他 病原体拡散防止策	
				車両の消毒	人の消毒		
(記載 例) 〇〇県	と畜場	〇〇食肉センター	2015.1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・出入りに設置された車両消毒設備で、入退場時の消毒を実施 ・荷下ろし後、家畜運送車両全体を洗浄・消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷下ろし場所に設置された消毒薬により手指、鞋底等の消毒を実施 ・荷下ろし場所において運転席の足下マットについて消毒を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場からの出荷については、金曜日のみに限定 	<p>運搬車両の荷台の洗浄・消毒が徹底されていない事例があったことから、具体的な洗浄・消毒方法を示し、改善するよう指導。</p> <p>2月〇日に再度立入検査を実施し、改善状況を確認する予定。</p>

※ と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場及び共同糞尿処理場から選択